

議案第 1 1 6 号

松阪市国民健康保険条例の一部改正について

松阪市国民健康保険条例（平成 17 年松阪市条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松阪市国民健康保険条例（平成 17 年松阪市条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「39 万円」を「40 万 4 千円」に、「3 万円」を「1 万 6 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに出産した被保険者に係る松阪市国民健康保険条例第 5 条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。